

平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案

【個人所得課税関係】
(他税目に共通するものを含む)

金融証券税制（案）

- 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。【要望・金融庁4】

(1) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられた上場株式等（当該割当ての際に、社債、株式等の振替に関する法律に規定する特別口座で管理されることとなったものに限る。）で、当該特別口座から特定口座への受入れの際に、当該特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長を通じてその者の住所地の所轄税務署長に対し特定口座以外の口座において当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式を保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるもの

（注）上記(1)の上場株式等の特定口座への受入れは、以下の手続等の下に行うこととする。

- 1 上記の上場株式等を受け入れた特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長は、その受け入れた年月日、上場株式等の数、銘柄等を、当該特定口座を開設している居住者等の住所地の所轄税務署長に通知しなければならない。
- 2 特定口座に上記の上場株式等を受け入れた後、当該申出書の提出をした居住者等が、特定口座及び当該特別口座以外の口座（その上場株式等を受け入れた特定口座を開設している金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所に開設されたものに限る。）において、当該上場株式等と同一銘柄の上場株式等を保有していたことにより当該申出書の提出に係る特定口座に受け入れた上場株式等の取得価額が異なることが判明した場合には、当該特定口座を開設されてい

る金融商品取引業者等の営業所の長は、その旨を当該居住者等の住所地の所轄税務署長に通知しなければならない。

3 上記2の場合において、当該特定口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長が、当該特定口座に受け入れた上場株式等の取得価額が異なることについて当該営業所の長の責めに帰すべき理由があると認めるときを除き、当該特定口座において計算された上場株式等の譲渡所得等の金額に係る源泉徴収税額は、正当な金額として計算されたものとみなす。

4 上記2により特定口座に受け入れた上場株式等の取得価額が異なる場合において、その異なることにより所得税の負担を減少させる結果となる場合には、その特定口座については、源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る申告不要の特例は、適用しない。

(2) 株式無償割当により取得する上場株式等で、その割当ての際に特定口座に受け入れられるもの

(3) 新株予約権無償割当により取得する上場新株予約権で、その割当ての際に特定口座に受け入れられるもの

(4) 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得した上場株式等で、その行使による取得の際に特定口座に受け入れられるもの

(5) 新株予約権（有利発行のものに限るものとし、ストックオプション税制の適用があるものを除く。）の行使により取得した上場株式等で、その行使による取得の際に特定口座に受け入れられるもの

(6) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」という。）の上場株式等で、当該口座が開設されていた金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に移管がされるものの

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「日本版ISA」）について、非課税口座に受け入れができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。【要望・金融庁8】
 - (1) 非課税口座を開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等
 - (2) 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの
 - (3) 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等
- 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例等について、資産流動化法の改正が行われた場合には、対象となる利子等の範囲に、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限る。）につき支払を受ける収益の分配を追加する。【要望・金融庁2(3)】
- 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象とされる短期公社債の範囲について、新たに財政法第4条の規定により発行される国債及び特例国債を対象とすることに伴い、対象となる国債を限定列挙する方式を改め、発行日から償還期限までの期間が1年以下であるすべての国債を対象とする。【要望・財務省1】
- 相続等に係る保険年金に対する源泉徴収及び支払調書制度について、次の措置を講ずる。【要望・金融庁追1】
 - (1) 相続又は贈与等に係る保険年金（一定の基準に該当するものに限る。

以下「相続等保険年金」という。)に対する源泉徴収については、平成 25 年 1 月 1 日から廃止する。

(2) 上記(1)の措置に併せて、次の措置を講ずる。

- ① 相続等保険年金に対する支払調書制度については、平成 25 年 1 月 1 日以後の支払分について、提出省略基準を撤廃するとともに相続等に関する内容を記載事項に追加する。また、最初の支払日が平成 23 年 1 月 1 日以後である相続等保険年金の初年分の支払調書については、相続等保険年金であることを明らかにする措置を講ずる。
- ② 国内に恒久的施設を有しない非居住者が支払を受ける相続等保険年金については、申告の対象とする。

租税特別措置（案）

- 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度について、税額控除額（現行：5,000 円）を平成 23 年分は 4,000 円、平成 24 年分は 3,000 円に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・内閣官房 1】
- 特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税の創設【要望・金融庁 18、文部科学省 10】
 - (1) 特定寄附信託契約の信託財産につき生ずる利子所得（利子所得の基となる公社債等が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限る。）については、所得税を課さないこととする。
 - (2) 特定寄附信託契約とは、居住者等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社と締結した当該居住者等を受益者とする信託に関する契約であって、特定寄附金の対象となる公益社団法人、公益財団法人又は認定 N P O 法人等（以下「公益法人等」という。）への寄附を行うことを主たる目的とするもののうち、次に掲げる要件を備えたものをいう。
 - イ 信託財産からの寄附は、公益法人等に対してのみ行うものであること。
 - ロ 信託契約期間中の各年に信託財産から寄附される金額は、当初信託元本額（下記ハにより委託者に交付される金額の合計額を除く。）を信託契約期間の年数で除した金額と当該寄附をする日までの間に生じた利子の合計額（前年までに既に寄附された利子の金額を除く。）とされてること。
 - ハ 信託契約期間中に信託財産から委託者に金銭の交付をする場合には、その交付される金銭の額は当初信託元本額の 30% を限度とし、かつ、信

託契約期間にわたって毎年均等に交付されるものであること。

ニ 信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

ホ 信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

(イ) 預貯金

(ロ) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得

(ハ) 合同運用信託の信託

ヘ 信託財産を寄附する日の前日までに、信託の受託者がその寄附を受ける法人等との間で寄附に関する契約（寄附金を支出する日等の定めがあるものに限る。）を締結していること。

ト 信託は、合意による終了ができないものであること。

チ 信託の受益権は、譲渡又は担保提供ができないこと。

リ 委託者が死亡した場合には、信託は終了し、その信託財産のすべてを公益法人等に寄附することとされていること。

ヌ 信託の計算期間は1月1日から12月31日までとされていること。

(3) 特定寄附信託の委託者は、当該特定寄附信託に係る信託契約の締結の後最初に上記(1)の非課税の適用がある利子の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名等を記載した非課税申告書に当該特定寄附信託に係る信託契約書を添付して、これを受託者を経由し、委託者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(4) 特定寄附信託について、上記(2)の要件を満たさないこととなる事実が生じた場合には、その事実が生じた日以前に信託財産から生じた利子については、上記(1)の非課税の適用はなかったものとし、かつ、その事実が生じた日においてその利子が生じたものと、当該受託者がその利子を支払ったものとそれぞれみなして、利子の源泉徴収に関する規定を適用する。

- (5) 特定寄附信託の受託者は、信託の計算書に、当初元本額、寄附金額、寄附先の法人等の名称等を記載して、その信託の計算期間の終了の日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければならない。
- (6) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき公益法人等に対して寄附した金額のうち、上記(1)により非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金控除は、適用しない。
- (7) その他所要の措置を講ずる。

○ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。

- ① 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人等の設置に係る障害者通所サービス等の事業の用に供される施設を加える【要望・厚生労働省17】。
- ② 土地等が農地法の規定により買収され、その対価を取得した場合の措置を廃止する。【見直し・農林水産省5、6】

(注) 上記の改正は、平成23年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

○ 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を1年延長する。【要望・農林水産省1】

○ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。【要望・農林水産省6】

- ① 免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭（現行：年間2,000頭）に引き下げる（年間1,500頭を超える部分の所得は免税対象から除外）。
- ② 免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上（現行：100万円以上）

の交換種を除外する。

(注) 上記の改正は、個人は平成 24 年分以後の所得税について適用し、法人は所要の経過措置を講じた上平成 24 年 4 月 1 日以後の日を含む事業年度について適用する。

○ 総合特別区域法（仮称）の制定に伴い、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用対象に、同法に規定する高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を加える。【要望・経済産業省 6(1)①】

○ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・国土交通省 12】

- ① 適用対象となる事業用地の区域を都市再生緊急整備地域とする。
- ② 課税の繰延べ割合を土地等の交換等に係る譲渡益の 80%（現行：100%）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行う土地等の交換等について適用する。

○ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の見直し【要望・国土交通省 52、経済産業省 36、環境省 9】

- (1) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① バリアフリー改修工事

税額控除額の上限額（現行：20 万円）について、平成 23 年は 20 万円とし、平成 24 年は 15 万円とする。

② 省エネ改修工事

税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額とする。

(注) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる地域の要件を廃止するとともに、補助金等の交付がある場合には、上記(1)②と同様の見直しを行う。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、上記(1)②と同様の見直しを行った上、省エネ要件の緩和措置の適用期限を2年延長する。

(注1) 上記(1)①の改正は、平成23年分以後の所得税について適用する。

(注2) 上記(1)②の改正は、平成23年4月1日以後に行う改修工事について適用する。

その他（案）

- 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（仮称）に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・内閣府10、文部科学省11、厚生労働省26】
 - (1) 所得税を課さないこととする。
 - (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。【要望・総務省5】
 - (1) 経過措置として支給される給付については、以下のとおりとする。
 - ① 退職年金については、公的年金等控除の対象とともに、国税徵収法に規定する「給料等」として、一定額までの差押えを禁止する。
 - ② 退職一時金（加算して支給されるものを含む。）については、所得税法に規定する「退職手当等」とみなすとともに、国税徵収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁止する。
 - ③ 遺族一時金（加算して支給されるものを含む。）、公務疾病年金及び遺族年金については、所得税を課さないこととともに、国税の滞納処分による差押えを禁止する。
 - (2) 地方議会議員共済会については、地方議会議員年金制度の廃止後においても引き続き所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に掲げる法人とみなし、その受ける登記については、引き続き登録免許税法別表第三（非課税登記等の表）に掲げる登記とみなす経過措置を講ずる。

の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省1】

- (1) 所得税を課さないこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

○ 雇用保険法の失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省4】

- (1) 所得税を課さうこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。【要望・厚生労働省20】

- (1) 所得税を課さないこととする。
- (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

○ 公共法人等に係る所得税の非課税について、特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した特定退職金共済団体については、所得税法上の公共法人等とみなして、従前どおり所得税を非課税とする。【要望・農林水産省31、厚生労働省32】

○ 交通用具使用者の通勤手当の非課税について、交通用具使用者が交通機関を利用するとした場合に負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せする特例を廃止する。【要望・国土交通省25】

(注) 上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用する。

○ 年金所得者の申告手続きの簡素化【要望にない項目3】

- (1) 年金収入が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得が20万円以下

の者について、確定申告不要制度を創設する。

(注) 上記の改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用する。

(2) 年金所得に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（夫）控除を追加する。

(注) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われる年金について適用する。

○ 所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで）について、申告義務のある者の還付申告書は、その年の翌年 1 月 1 日から提出できることとする。【要望にない項目等 4】

(注) 上記の改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用する。

○ 源泉所得税の納税地について、給与等の支払事務所等の移転があった場合には、当該移転前に支払った給与等に係る源泉所得税の納税地は、移転後の給与等の支払事務所等の所在地とする。【要望にない項目等 5】

○ 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、金地金及び白金地金（金貨及び白金貨を含む。以下「金地金等」という。）の譲渡の対価の支払をする者（金地金等の売買を業として行う者に限る。）は、その支払金額等を記載した支払調書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。【要望にない項目等 9】

(注 1) 同一人に対するその金地金等の譲渡の対価の支払金額が 200 万円以下である場合には、その金地金等の譲渡の対価に係る支払調書の提出は要しない。

(注 2) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払うべき金地金等の譲

渡の対価について適用する。

- 居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限る旨を明確化する。【要望にない項目等 15】

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に支払われるべき生命保険契約等に基づく一時金について適用する。

- 相続等により定期預金、株式等その他の金融資産を取得した場合において、その相続等に係る被相続人等に生じている未実現の利子、配当等は、実現段階で相続人等に課税されるという現行の取扱いを法令上明確化する。【要望にない項目等 16】

検討事項（案）

- 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかを検討する。